

専門医研修資金貸与事業の手引き

HP「ふくおか地域医療支援サイト」

URL : <http://cms.fukuoka.jp/>



令和8年2月 改定

福岡県 保健医療介護部 医療指導課
医師・看護職員確保対策室 医師確保係
T E L : 092 - 643 - 3330
F A X : 092 - 643 - 3277
M A I L : ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

目 次

◆ 制度の概要

1	制度の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	貸与の対象者	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	貸与金額・貸与期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	貸与資金の用途	・ ・ ・ ・ ・ 1
5	貸与の中止・停止	・ ・ ・ ・ ・ 2
6	貸与資金が返還免除となる条件	・ ・ ・ ・ ・ 2
7	貸与資金を返還しなければならない場合	・ ・ ・ ・ ・ 3

◆ 貸与申請から交付までの手続き

1	貸与の申請	・ ・ ・ ・ ・ 4
2	貸与についての契約	・ ・ ・ ・ ・ 4
3	貸与資金の交付	・ ・ ・ ・ ・ 4

◆ その他届け出が必要な場合

1	資金貸与期間中	・ ・ ・ ・ ・ 5
2	指定勤務期間中	・ ・ ・ ・ ・ 6

◆ 制度の概要

1 制度の目的

(条例第1条)

産科※、小児科または総合診療の専門医の取得を目指す医師（以下「専攻医」という。）に対し研修資金を貸与することで研修を支援し、専門研修修了後に、県が指定する特定の医療機関で、一定期間勤務した場合に返還を免除することで、産科・小児科・総合診療の医師偏在改善及び医療提供体制の確保を図ります。

(※ 産科の診療を行う産婦人科を含む。以下同様)

2 貸与の対象者

(条例第3条、施行規則7条)

(1) 対象者について

福岡県内の専門研修プログラム※に採用されて、かつ県内の専門研修施設において産科、小児科または総合診療の専門研修を行う専攻医

(※ 一般社団法人日本専門医機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき、県内の基幹施設が作成し同機構の認定を受けた専門研修プログラムのこと)

(2) 貸与人数について

年間24名程度（予算の範囲内での採用となります。）

(3) 貸与の対象外となる者

以下の者は本事業の貸与対象外となります。

- ① 学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学を卒業した者
- ② 福岡県地域医療医師奨学金条例に基づく奨学金又は本県以外の地方公共団体による同種の奨学金の貸与を受けた者（所謂「地域枠」と呼ばれる医師）

3 貸与金額・貸与期間

(条例第4条)

貸与金額：月額15万円（年間180万円）

貸与期間：貸与決定から研修修了までの期間（ただし最大3年間とする）

4 貸与資金の用途

専門医資格の取得を目的とした書籍の購入、学会や研修会等の勉強の機会への参加などに要する経費に充てるための経費。

ただし、使用用途についての報告は必要ありません。

5 貸与の中止・停止

(条例第7条)

被貸与者が次のような状況になった場合、研修資金の貸与を中止または一時停止します。

- ・ 専門研修を中止または休止した
- ・ 研修資金の貸与を受けることを辞退した
- ・ 心身の故障のため専門研修を継続できなくなった
- ・ 受けている専門研修が 30 日以上県外の医療機関で実施される 等

6 貸与資金が返還免除となる条件

(条例第2・11条、施行規則5・6条)

専門研修修了後に以下の条件で勤務（以下「指定勤務」という。）した場合、貸与された研修資金の全額が免除されます。

(1) 勤務する期間

研修資金を貸与された期間と同じ期間

(2) 勤務する医療機関

産 科	
条件：県内の周産期母子医療センターで産科医として勤務する	
総合周産期母子医療センター	地域周産期母子医療センター
・ 福岡大学病院 ・ 九州大学病院 ・ 久留米大学病院 ・ 聖マリア病院 ・ 飯塚病院 ・ 北九州市立医療センター ・ 産業医科大学病院	・ 九州医療センター ・ 福岡徳洲会病院 ・ 福岡市立こども病院 ・ JCHO 九州病院 ・ 小倉医療センター ・ 福岡山王病院

小児科
条件：小児科の相対的医師少数区域※に該当する 5 保健医療圏にある 医療機関で小児科医として勤務する (※全国的に見て特定の医師が少ないとされる地域)
・ 粕屋小児医療圏 (古賀市、粕屋郡) ・ 筑紫小児医療圏 (筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡) ・ 八女・筑後小児医療圏 (八女市、筑後市、八女郡) ・ 直方・鞍手小児医療圏 (直方市、宮若市、鞍手郡) ・ 京築小児医療圏 (行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)

総合診療
条件：医師偏在指標が全国平均を下回る 9 保健医療圏にある医療機関で 総合診療医として勤務する
・粕屋保健医療圏（古賀市、粕屋郡） ・宗像保健医療圏（宗像市、福津市） ・筑紫保健医療圏（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市） ・朝倉保健医療圏（朝倉市、朝倉郡） ・八女・筑後保健医療圏（八女市、筑後市、八女郡） ・有明保健医療圏（大牟田市、柳川市、みやま市） ・直方・鞍手保健医療圏（直方市、宮若市、鞍手郡） ・田川保健医療圏（田川市、田川郡） ・京築保健医療圏（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）

（３）休職等の取扱い

育児休業、介護休業その他やむを得ない理由が生じた場合、通算して３年間を上限に、指定勤務を一時中断することができます。その場合、当該休職、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数は指定勤務に従事した期間に算入しません。

7 貸与資金を返還しなければならない場合 （条例第 8・9 条）

「6 貸与資金が返還免除となる条件」にある条件を履行できない場合、事実発生日の翌日より 30 日以内（やむを得ない事情がある場合は 3 年以内）に以下の利息等と併せて返還していただきます。

利息について
研修資金の貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了又は中止した日の属する月までの期間について、貸与を受けた研修資金の額に年 10%の割合を乗じた額を利息とする。

延滞金について
正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかった場合、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じて、利息を含む返還額に年 14.5%の割合を乗じた額を延滞金とする。

◆ 貸与申請から交付までの手続き

1 貸与の申請

(施行規則第 10 条)

以下の書類を福岡県医療指導課まで提出してください。

県は提出された申請書類を審査の上、貸与の適否について申請者に通知します。

県の様式があるもの	提出書類	備考
	・ 福岡県専門医研修資金貸与申請書 (様式第 1 号)	当該貸与資金制度の申請書です。
	・ 推薦調書 (様式第 2 号)	研修中の専門研修を実施している基幹施設の開設者または研修プログラム統括責任者に記入していただく書類です。
公的書類の写し	・ 医師免許証の写し	医師法第 6 条第 2 項に規定されている医師免許証のコピーです。
	・ 臨床研修終了登録証の写し	医師法第 16 条の 4 第 2 項に規定されている証書のコピーです。

2 貸与についての契約

(施行規則第 12, 13 条)

貸与が決定した場合、福岡県専門医研修資金貸与契約書 (様式第 5 号) により県と契約を締結します。なお、契約書に記載いただく連帯保証人については以下の要件を備えている必要があります。

- ・ 独立の生計営む成年である
- ・ この研修資金制度において、他の貸与者の保証人になっていない

また、被貸与者は、連帯保証人が死亡するなど、前述の要件を満たさなくなり保証人として適当でなくなった場合、速やかに代わりの連帯保証人を立てなければいけません。

3 貸与資金の交付

(施行規則第 9 条)

研修資金は年 4 回、四半期毎に指定された口座への振り込みにより交付します。

	交付月分	交付月日
1 回目	4 ・ 5 ・ 6 月分	5 月 1 5 日
2 回目	7 ・ 8 ・ 9 月分	8 月 1 5 日
3 回目	1 0 ・ 1 1 ・ 1 2 月分	1 1 月 1 5 日
4 回目	1 ・ 2 ・ 3 月分	2 月 1 5 日

また、勤務状況を把握するため、資金貸与期間から指定勤務終了まで毎年4月に就労証明書（様式第18号）を提出していただきます。

◆ その他届け出が必要な場合

1 資金貸与期間中

資金貸与期間中に以下の事由が生じた場合、その事実の発生日より15日以内に指定の様式にて県にご報告いただきます。

事由	提出様式	関係条例（規則）
専門研修を中止した	福岡県専門医研修資金 貸与辞退届(様式第23号)	施行規則第21条
研修資金の貸与を辞退する		
心身の故障のため専門研修が継続できなくなった		
専門研修を休止した	福岡県専門医研修資金 貸与停止届(様式第24号)	施行規則第21条
実施している専門研修が30日以上、県外の医療機関で実施される		
被貸与者本人の住所、氏名、連絡先等が変更となった場合	福岡県専門医研修資金 変更届出書(様式第25号)	
連帯保証人の住所、氏名、連絡先等が変更となった場合		
被貸与者が死亡した場合	死亡届（様式第26号） ※連帯保証人が提出	
専門研修を修了し、指定勤務を開始する	福岡県専門医研修資金 返還方法承認申請書 （様式第11号）	施行規則第17条

2 指定勤務期間中

指定勤務期間中に以下の事由が生じた場合、その事実の発生日より 15 日以内に指定の様式にて県にご報告いただきます。

事由	提出様式	関係条例（規則）
指定勤務を開始した	福岡県専門医研修資金 返還猶予（猶予事由変更） 申請書（様式第 14 号）	施行規則第 19 条
指定勤務先医療機関を変更した	指定勤務先変更届 （様式第 17 号）	
指定勤務が満了した	福岡県専門医研修資金返 還免除申請書 （様式第 20 号）	施行規則第 20 条
指定勤務の一時中断	指定勤務中断届出書 （様式第 27 号）	施行規則 22 条